

資料編

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法.....	1
2. 空家等対策の推進に関する特別措置法【概要】	8
3. 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 【概要】	9
4. 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)【概要】	10
5. 宇治田原町空家等対策協議会設置規則.....	12
6. 宇治田原町空家等対策協議会 委員名簿.....	14
7. 第2期宇治田原町空家等対策計画〔案〕について（提言）.....	15

【別冊】

「管理不全空家等対応マニュアル」	1～47
------------------------	------

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法

平成26年11月27日
法律第127号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に

実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に關し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この

法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一條 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二條 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三條 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特

定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるべきなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、

市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、
ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 空家等対策の推進に関する特別措置法【概要】

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の概要

背景

公布日：平成26年11月27日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）

参考：現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2条2項）

- 空家等
- ・市町村による空家等対策計画の策定
 - ・空家等の所在や所有者の調査
 - ・固定資産税情報の内部利用等
 - ・データベースの整備等
 - ・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5条）
- 市町村は、国との基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6条）・協議会を設置（7条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。
さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14条）

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15条1項）。
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15条2項）。

施行日：平成27年2月26日（※関連の規定は平成27年5月26日）

3. 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】	
「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。	
一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項	二 空家等対策計画に関する事項
<p>1 本基本指針の背景</p> <p>(1)空家等の現状 ・所有者等に第一義的な管理責任 ・住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性 等</p> <p>(2)空家等対策の基本的な考え方 ①基本的な考え方 ・空家等対策の体制整備 ・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施 等</p> <p>②市町村の役割 ・空家等対策計画の作成・実施等 に関する市町村への必要な援助の実施 等</p> <p>③都道府県の役割 ・空家等対策計画の作成・実施等 に関する市町村への必要な援助の実施 等</p> <p>④国の役割 ・特定空家等対策に関するガイドラインの策定 ・必要な財政上の措置・税制上の措置の実施 等</p> <p>2 実施体制の整備</p> <p>(1)市町村内の関係部局による連携体制 (2)協議会の組織 (3)空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備</p>	<p>3 空家等の実態把握</p> <p>(1)市町村内の空家等の所在等の把握 (2)空家等の所有者等の特定及び意向の把握 (3)空家等の所有者等に関する情報を把握する手段 ・固定資産税情報の内部利用 等</p> <p>4 空家等に関するデータベースの整備等</p> <p>5 空家等対策計画の作成</p> <p>6 空家等及びその跡地の活用の促進</p> <p>7 特定空家等に対する措置の促進 ・ガイドラインを参照しつつ、「特定空家等」の対策を推進</p> <p>8 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置</p> <p>(1)財政上の措置 (2)税制上の措置 ・空き家の発生を抑制するための所得税等の特例措置 ・市町村長による必要な措置の勧告を受けた「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除</p>
三 その他空家等に関する施設を総合的かつ計画的に必要な事項	三 空家等対策計画の公表等
	<p>1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進</p> <p>2 空家等に対する他法令による諸規制等</p> <p>3 空家等の增加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等</p>

4. 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)【概要】

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)[概要]

市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。

第1章 空家等に対する対応

1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」

2. 具体の事案に対する措置の検討

(1)「特定空家等」と認められる空家等に対する措置

・固定資産税等の住宅用地特例に係る措置

(2)行政関与の要否の判断

(3)他の法令等に基づく諸制度との関係

3. 所有者等の特定

第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

・「特定空家等に関する措置」を講ずるか否かについては、(1)を参考に、(2)及び(3)に示す事項を勘案して、総合的に判断。

(1)「特定空家等」の判断の参考となる基準

・空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を別紙に示す。

(2)周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か

(3)悪影響の程度と危険等の切迫性

第3章 特定空家等に対する措置

1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等への勧告

(1)勧告の実施

・固定資産税等の住宅用地特例から除外されることを示すべき。

・勧告は書面で行う。

・措置の内容は、規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内

(2)関係部局への情報提供

5. 特定空家等の所有者等への命令

(1)所有者等への事前の通知

(2)所有者等による公開による意見聴取の請求

(3)公開による意見の聴取

(4)命令の実施

・命令は書面で行う。

(5)標識の設置その他国土交通省令・総務省令による公示

6. 特定空家等による公示

(1)実体的要件の明確化

(2)手続的要件

(3)非常の場合又は危険切迫の場合

(2)措置の内容等の検討

・「特定空家等に関する措置」の証票の携帯及び呈示

(4)執行責任者の証票の携帯及び呈示

(5)代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い

(6)費用の徴収

7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確定することができる場合

(1)「過失がないことができる場合

・不動産登記簿情報、固定資産税情報等を活用せず

・に、所有者等を特定できなかった場合、「過失がない」とは言い難い。

8. 必要な措置が講じられた場合の対応

・所有者等が、勧告又は命令に係る措置を実施し、当該勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の適用対象となる。

ガイドライン〔別紙1〕～〔別紙4〕の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要

〔別紙1〕そのまま放置すればば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

(1) 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
イ 建築物の著しい傾斜

・基礎に不同沈下がある
・柱が傾斜している

ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等
・基礎が破損又は変形している
・土台が腐朽又は破損している

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。
・屋根が変形している
・壁体を貫通する穴が生じている
・屋外階段、バルコニーが崩食、破損又は脱落している

2. 摩擦壁が老朽化し危険となるおそれがある。
・擁壁表面に水しぶき出し、流出している

〔別紙2〕そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。

・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

〔別紙3〕適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なつていいる状態

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている。

・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態、意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。

・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。

・多數の窓ガラスが割れたまま放置されている。

・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。

〔別紙4〕その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。
・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

(3) 建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。

・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。

等

5. 宇治田原町空家等対策協議会設置規則

平成 30 年 7 月 1 日
規則第 9 号
令和 2 年 7 月 27 日
規則第 30 号

(目的及び設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 7 条の規定により、本町における空家等の対策を総合的、かつ、計画的に実施するに当たり、必要な事項を協議するため、宇治田原町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の更新及び実施に関する事項
- (2) 空家等の予防、所有者等による適正管理に関する事項
- (3) 空家等の利活用に関する事項
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (5) その他空家等対策に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 前項第 2 号から第 4 号に掲げる者については、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

6. 宇治田原町空家等対策協議会 委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	ふりがな	役職等	設置規則 該当条項	
会長	小沢 修司	おざわ しゅうじ	京都府立大学名誉教授	第3条 第2号	
副会長	大北 和彦	おおきた かずひこ	地域住民 (岩山区長)	第4条 第3号	
委員	浅田 平詔	あさだ ひらつぐ	地域住民 (湯屋谷区長)	第4条 第3号	
	茨木 章生	いばらき あきお	文化協会員	第4条 第4号	
	内田 光人	うちだ みつひこ	京都司法書士会		
	矢野 広治	やの こうじ	(公社) 京都府宅地建物取引業協会 第六支部評議員		
	田中 良男	たなか よしお	民生児童委員		
	中嶋 均	なかじま ひとし			
	橋本 光生	はしもと みつお	(一社) 京都府建築士会理事・空家 相談窓口南部担当		
	西谷 信夫	にしたに のぶお	宇治田原町長	第4条 第1号	
委員合計 10名					

※役職等は委嘱當時

7. 第2期宇治田原町空家等対策計画〔案〕について（提言）

令和5年2月24日

宇治田原町長 西谷信夫様

宇治田原町空家等対策協議会
会長 小沢修司

「第2期宇治田原町空家等対策計画〔案〕」について（提言）

当協議会は、令和4年7月から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」）に基づく「宇治田原町空家等対策計画」（以下、「計画」）の改定に向け、計3回の全体会議を開催し、協議を進めてまいりました。

協議にあたっては現行計画に基づき町が進めてきた（公社）京都府宅地建物取引業協会、京都司法書士会との連携協定による空家バンク開設・運営や相談体制の確保、「うじたわらいく」お試し住宅の開設、管理不全空家の除却支援などの多くの取組の成果と課題について検証を行い、それらを踏まえた新しい空家対策の方向性について、鋭意協議を重ねてまいりました。

また、令和4年12月から令和5年1月にかけては、当協議会で作成に至った計画改定〔素案〕にご意見を賜るべく、パブリックコメントを実施したところです。

こうした経過を経て、「第2期宇治田原町空家等対策計画〔案〕」の策定に至りましたので、ここに提言いたします。

この計画〔案〕では、引き続き「所有者等による空家の適切な管理の促進」「空家の活用を促進する取組の推進」「空家に係る相談体制のさらなる充実」の3つの基本的な考え方を柱立てとともに、所有者へのアプローチ改善などの新たな視点を示しています。

計画の策定後は、地域住民、関係者と町が一体となった空家対策をいっそう強化し着実に推進されるよう、下記の事項に十分配慮されることを要望いたします。

記

1 所有者等への意識啓発の重要性

空家等の適切な管理や利活用は、第一義的には所有者の責任において行われることが大前提であるものの、現行計画の課題を検証する中では、宇治田原町では空家所有者の意識が高くないほか、空家に新しく住まれる方が地域になじむことができるかを考慮される傾向が強く、空家の利活用が進まない一因となっていることが明らかにされた。

このため、空家所有者の自覚のもと適切な管理がされることや、空家活用の供給と需要をマッチさせるため、所有者へのアプローチの工夫のほか、より細やかな単位で地域に周知するよう努められたい。

2 多様な主体の連携・相談体制の強化

本計画[案]では3つの基本的な考え方を横断する取り組みとして、相談体制の更なる充実・整備等を位置づけている。

また、現行計画の検証においては、管理や活用が難しい空家には相続問題が絡むケースが多数見受けられ、今後も所有者の高齢化等によりその傾向がさらに顕著になる恐れがあることが課題に挙げられた。

連携協定を結んでいる(公社)京都府宅地建物取引業協会、京都司法書士会のほか、地域住民、法務、不動産、建築、福祉、文化等の関係者とのさらなる連携・協力が、相続問題を含む相談対応・住民への周知の充実と、ひいては空家の発生抑制と利活用につながるため、これら体制の継続と強化に努められたい。

3 実行性のある空家等利活用

本計画[案]においては、空家等の利活用のための支援制度、新たな可能性を見出すための町内企業従業員向け宿舎としての活用やお試し住宅の多目的活用など、町の実態を踏まえた具体的な空き家利活用の方向性を示しているところである。

加えて、新たに位置づけた移住定住者が活躍する場としての支援は、空家の活用のみならず、現に動き始めている移住定住者の自主的な取り組みと連携し、それをPRすることも必要である。

これら施策の実現に向けては、必要な財政措置のほか、地域住民・企業が主体となる事業展開が重要であるため、引き続き関係者の意見を聞く機会の拡大を図り、ニーズを随時把握しながら進められたい。

4 管理不全空家等への適切な対応

本計画[案]においては法に定められた、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある「特定空家等」としないための、空家等の適切な管理や活用の促進などの対策を位置づける一方で、判定基準や立入調査、措置の手順等についての詳細なルールを再確認したところである。

これら対策を着実に行なうことはもちろんであるが、その中にあって法に基づく特定空家等に対する措置を実施する必要性が生じた際は、当協議会に諮りつつ、このルールに基づき適切に対応されたい。

5 計画の着実な進捗管理

本計画[案]は、移住定住のほか、観光、産業や農地活用、福祉のための空家活用に加え、特定空家等対策にあつては防災安全、税、都市計画、環境などの幅広い領域を含むため、府内の関係各課が横断的に連携し、また役割分担を明確化する中で、当協議会への定期的な情報提供のもと、着実に進捗管理を行いながら推進を図られたい。



以上